

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画書

共通標準の内容	共通標準を遵守するうえでの対応等																												
<p>① 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</p>	<p>1) 焼却物の分析・確認項目と方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>焼却物</th> <th>分析・確認項目</th> <th>分析・確認方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活性汚泥</td> <td>MLSS</td> <td>JIS K 0102 及び</td> </tr> <tr> <td>有機汚泥</td> <td>MLVSS</td> <td>下水試験方法</td> </tr> <tr> <td>廃油</td> <td rowspan="2">燃焼不適物の 有無</td> <td rowspan="2">事前内容物 確認</td> </tr> <tr> <td>可燃性雑芥</td> </tr> <tr> <td>廃液（今回分）</td> <td>水分量</td> <td>分析、流量計</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 焼却物の計量方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>焼却物</th> <th>計量方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脱水活性汚泥</td> <td>供給ポンプ回転数</td> </tr> <tr> <td>有機汚泥</td> <td>電磁流量計</td> </tr> <tr> <td>廃油</td> <td>供給ポンプ回転数</td> </tr> <tr> <td>可燃物雑芥</td> <td>台秤計量</td> </tr> <tr> <td>廃液（今回分）</td> <td>電磁流量計</td> </tr> </tbody> </table>	焼却物	分析・確認項目	分析・確認方法	活性汚泥	MLSS	JIS K 0102 及び	有機汚泥	MLVSS	下水試験方法	廃油	燃焼不適物の 有無	事前内容物 確認	可燃性雑芥	廃液（今回分）	水分量	分析、流量計	焼却物	計量方法	脱水活性汚泥	供給ポンプ回転数	有機汚泥	電磁流量計	廃油	供給ポンプ回転数	可燃物雑芥	台秤計量	廃液（今回分）	電磁流量計
焼却物	分析・確認項目	分析・確認方法																											
活性汚泥	MLSS	JIS K 0102 及び																											
有機汚泥	MLVSS	下水試験方法																											
廃油	燃焼不適物の 有無	事前内容物 確認																											
可燃性雑芥																													
廃液（今回分）	水分量	分析、流量計																											
焼却物	計量方法																												
脱水活性汚泥	供給ポンプ回転数																												
有機汚泥	電磁流量計																												
廃油	供給ポンプ回転数																												
可燃物雑芥	台秤計量																												
廃液（今回分）	電磁流量計																												
<p>② 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p>	<p>焼却物の投入方法と投入量の調整</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>焼却物</th> <th>投入方法</th> <th>投入量の調整</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脱水活性汚泥</td> <td>ポンプ供給 ＋スクルーフィーダー</td> <td>供給ポンプ 回転数制御</td> </tr> <tr> <td>有機汚泥</td> <td>ポンプ供給 ＋炉内噴霧</td> <td>流量自動 調整弁</td> </tr> <tr> <td>廃油</td> <td>ポンプ供給 ＋炉内噴霧</td> <td>供給ポンプ 回転数制御</td> </tr> <tr> <td>可燃物雑芥</td> <td>輸送コンベア ＋ダンパー</td> <td>輸送コンベア 送り速度</td> </tr> <tr> <td>廃液（今回分）</td> <td>ポンプ供給 ＋炉内噴霧</td> <td>流量自動 調整弁</td> </tr> </tbody> </table>	焼却物	投入方法	投入量の調整	脱水活性汚泥	ポンプ供給 ＋スクルーフィーダー	供給ポンプ 回転数制御	有機汚泥	ポンプ供給 ＋炉内噴霧	流量自動 調整弁	廃油	ポンプ供給 ＋炉内噴霧	供給ポンプ 回転数制御	可燃物雑芥	輸送コンベア ＋ダンパー	輸送コンベア 送り速度	廃液（今回分）	ポンプ供給 ＋炉内噴霧	流量自動 調整弁										
焼却物	投入方法	投入量の調整																											
脱水活性汚泥	ポンプ供給 ＋スクルーフィーダー	供給ポンプ 回転数制御																											
有機汚泥	ポンプ供給 ＋炉内噴霧	流量自動 調整弁																											
廃油	ポンプ供給 ＋炉内噴霧	供給ポンプ 回転数制御																											
可燃物雑芥	輸送コンベア ＋ダンパー	輸送コンベア 送り速度																											
廃液（今回分）	ポンプ供給 ＋炉内噴霧	流量自動 調整弁																											
<p>③ 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>異常事態発生時の措置</p> <p>1) 流出時の措置</p> <p>直ちに廃棄物の投入を全停止し、焼却炉の運転を中止する。漏洩箇所の流出防止を行い、施設の修復を図っている。</p> <p>2) 流出物の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活性汚泥，有機汚泥 <ul style="list-style-type: none"> ：排水タンクに汲み上げ、排水処理施設に送給している。 ・ 廃油：流出物はドラム缶等に回収している。 ・ 廃液：流出物はドラム缶等に回収する。 ・ 雑芥：容器，袋等に回収し、飛散を防止している。 <p>漏洩物が施設外に直接流出しないよう防油堤、油分離槽の設置及び床勾配をとっている。</p>																												

④ 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。

3回／日の割合で施設の定期パトロールによる点検を行う。1回／年施設を計画的に停止し、施設機器の点検・検査を行い、必要な場合は修繕・交換等を行っている。

⑤ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

- ・飛散防止：廃棄物を処理する機器は密閉構造となっている。
- ・流出防止：同上
- ・悪臭発散防止：基本的に密閉構造のため発散しないが、悪臭発生のおそれがある箇所はブロワにより吸引し、炉内焼却している。

⑥ 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を維持すること。

3回／日パトロール時に汚れが認められた場合は機器の水洗浄を行っている。雑芥はビニール袋に入れた密封状態で保管している。

⑦ 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

騒音、振動の発生する機器（送風機、破碎機等）は市条例の規制値を遵守するよう設備設計されている。

⑧ 施設から排水を放出する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。

施設の洗浄水及び雨水は、排水処理施設へ送給するので、通常、工場外への直接放流はない。1回／月の頻度で排水の性状分析を行っている。（→ COD, pH, 浮遊物質）

⑨ 維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。

毎日、週間、月次、年次のチェックリストを作成し、記録、保管を行っている。

個別基準の内容	個別基準を遵守するうえでの対応等
<p>[汚泥の焼却施設]</p> <p>① ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。</p> <p>② 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。(ガス化燃焼方式又は1時間当たりの処理能力が2トン未満の焼却施設のごみの投入は外気と遮断した状態で行うこと。)</p> <p>③ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度(廃PCB等、PCB汚染物質又はPCB処理物の焼却施設にあたっては、1100度)以上に保つこと。</p> <p>④ 燃焼灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。(燃焼灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように使用する場合を除く。)</p> <p>⑤ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p> <p>⑥ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。</p> <p>⑦ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>⑧ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。(集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200度以下に冷却することができる場合を除く。)</p>	<p>(該当せず。)</p> <p>ごみの投入はダブルダンパーにて行い、外気と遮断している。 (最大ごみ処理量：583kg/時)</p> <p>通常、炉出口ガス温度800～900度で運転し、温度はコンピューターモニターにて常時監視している。 炉出口ガス温度の検知は、炉頂部に設置する2本の温度計で行い、二重化により信頼性の向上を図っている。</p> <p>1回/月の割合で分析、確認している。</p> <p>運転開始時にはスタートアップバーナーによって炉内を升温し、炉床温度が600度以上になった時点で焼却を開始している。</p> <p>焼却物供給カット後数分間は助燃装置を停止せず、焼却物を流動床中で燃焼し尽くすようにしている。</p> <p>温度は炉頂部に設置する2本の温度計で測定し、コンピューターソフトにて自動プリントを行っている。</p> <p>集じん器(バグフィルター)入口温度を常時監視し、おおむね200度以下になるようにガス冷却室の水噴霧量を自動制御している。</p>

⑨ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200度以下に冷却することができる場合は、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。

⑩ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

⑪ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるようにごみを焼却すること。

⑫ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

⑬ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、燃焼室の処理能力に応じて定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。

⑭ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

⑮ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

⑯ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

集じん器入口に温度計を設置し、コンピューターソフトにて自動プリントを行っている。

1回/年の計画停止時に実施している。

燃焼空気量、炉内温度を適切な値に維持し、完全燃焼させている。

煙突出口に一酸化炭素自動分析計を設置し、コンピューターソフトにて自動プリントを行っている。

ダイオキシン類の生成を防ぐために、炉内温度を800℃以上に管理している。

「ダイオキシン類濃度測定計画書」に基づき1回/年の割合で測定・記録している。また、1回/6ヶ月の割合で手分析により排ガス中のばいじん、HClの濃度測定を行っている。

煙突排出ガスによる汚染防止のため、以下の対策を実施している。

- ・NO_x : アンモニア注入による脱硝
- ・SO_x : カルシウム添加による脱硫
- ・HCl : " 脱塩酸
- ・ばいじん：バグフィルターによる集じん

また、排ガスの監視計器を煙突出口に設置し、NO_x、SO_x、CO、O₂の各濃度及び排ガス流量、温度を連続測定し、中央制御室に常時表示・監視している。

(該当せず。)

⑰ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。(当該施設で生じたばいじん及び燃焼灰を厚生大臣が定める方法で併せて処理する場合を除く。)

ばいじんはバグフィルター→灰バンカーへ、また焼却灰は炉底→不燃物受槽へ貯留している。

⑱ ばいじん又は燃焼灰の溶解加工を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は燃焼灰の温度をその融点以上に保つこと。

(該当せず。)

⑲ ばいじん又は燃焼灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は燃焼灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。

(該当せず。)

⑳ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

施設は全て耐火構造とする。炉本体には各フロア毎に第5種消火設備を計4台設置し、その他の施設にも屋外消火栓及び第5種消火設備を設置している。

㉑ 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設にあっては、燃え殻を総理府令で定める基準に適合させること。

(該当せず。)

㉒ 廃油の焼却施設及び廃PCB及びPCB処理物の焼却施設にあっては廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

廃油タンクは鉄筋コンクリート基礎上に設置し、タンクの周囲には防油堤を設置している。